



記者発表資料



令和2年7月9日  
経済農政局経済部  
産業支援課  
電話 245-5274  
内線 3021

**「令和2年度千葉市トライアル発注認定事業」中小企業の優れた新商品を募集します！  
～新型コロナウイルス感染症防止に資する新商品を千葉市が認定～**

千葉市では、市内の中小企業等が提供する優れた新製品(物品)や新役務(サービス)を認定し、積極的にPRを行うことによって、販路開拓を支援するトライアル発注認定事業を実施しています。

この度のトライアル発注認定事業では、新型コロナウイルス感染症防止に資する新商品等(新製品及び新役務)の普及拡大により、感染症防止につながることを期待し、特に新型コロナウイルス感染症防止に資する中小企業の優れた新商品等の募集を開始しますので、お知らせします。

### 1 認定のメリット

- (1) 認定された新商品等は、市のホームページへの掲載、認定商品カタログへの掲載、見本市等への出展支援など広くPRします。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に資する商品(夏でも快適なマスク、フェイスシールド、非接触式スイッチ、ドアオープナー等)については、認定商品カタログ等において、その旨を広くPRします。
- (3) 認定商品は、その認定期間中、千葉市の機関が競争入札制度によらない随意契約で購入することができます。(地方自治法施行令第167条の2第1項第4号)  
※認定が新商品等の購入を約束するものではありません。

### 2 対象商品

以下の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 自ら開発し、千葉市内で自らの製品として製造又は販売する製品、役務の主たる部分を自ら提供する役務であることであること。
- (2) 申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること。
- (3) 市場性が見込まれる製品、役務であること。
- (4) 地方自治法施行規則第12条の3第1項各号を満たしていること。

※ただし、食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、工事における工法及び技術、申請時点で販売を開始していない商品、及び過去に申請した実績がある同一商品(千葉市トライアル発注認定事業実施要綱第9条第4号に定める新商品等を除く)は除きます。

### 3 認定対象者(※詳細は別添チラシ参照)

市内中小企業等

### 4 認定期間

認定の通知をした日から2年を経過する日の属する年度末まで。

(令和2年度は、通知した日から令和5年3月31日まで)

### 5 応募期間

令和2年7月9日(木)～8月28日(金) ※必着

## 6 応募方法

「千葉県トライアル発注認定事業認定申請書」に添付書類を添えて、郵送・宅配便により提出してください。

※ファックス、電子メールでは受付いたしません。

※市ホームページから申請書類や募集要項をダウンロードできます。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/trial.html>

## 7 今後のスケジュール（日程については状況により変更する場合があります。）

令和2年8月28日	認定申請の提出締切
9月中旬	一次審査（書類審査）
9月下旬	二次審査（書類審査）
10月上旬	最終審査（プレゼンテーション審査）
10月下旬	認定事業者の決定及び認定商品の公表
11月以降	市による認定商品のPR、一部の認定商品の導入・評価 ※令和2年度は、通知した日から令和5年3月31日まで

## 8 提出先・問い合わせ先

〒260-8722 千葉県中央区千葉港1番1号

千葉県経済農政局 経済部 産業支援課

電話 043-245-5284

FAX 043-245-5590

E-mail [sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp](mailto:sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp)